

令和4年第11回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和4年10月28日（金）午前10時～10時12分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 菅野 圭

教育企画課長 小原 賢史

学務管理課長 八重畑 亘

学校教育課長 及川 仁

文化財課長 鈴木 直明

5. 書記

教育企画課 課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子

教育企画課 総務企画係 主事 荒木田 美月

○佐藤教育長

只今から、令和4年第11回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和4年10月28日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第1、会期の決定でございます。本日一日とすることにご異議ございませんか。

（なし）

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第 2、議事に入ります。

議案第 30 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第 30 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会は、イーハトーブ館の運営に関し必要な事項を審議するため、設置された審議会でありまして、宮沢賢治イーハトーブ館条例第 8 条第 2 項及び宮沢賢治イーハトーブ館管理運営規則第 5 条の規定により、宮沢賢治学会イーハトーブセンターの推薦する者、学識経験を有する者のうちから 10 名の委員を委嘱しております。

委員の任期は 2 年ですが、任命しておりました委員が宮沢賢治イーハトーブ館の館長に就任したことにより、審議会委員としての資格を失ったため、後任の委員を任命しようとするものであります。

議案書 1 ページと議案第 30 号資料を併せてご覧ください。

新たに任命しようとする委員は、大野眞男氏 68 歳、宮沢賢治学会イーハトーブセンター副代表理事であり、同センターの役員改選により、新たにご推薦いただいたものです。

任期につきましては、宮沢賢治イーハトーブ館条例第 8 条第 2 項ただし書の規定により前任者の残任期間となりまして、当該期間は、令和 4 年 11 月 10 日から令和 6 年 5 月 9 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

本案は、人事案件でございますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することといたしました。

議案第 30 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 30 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 31 号「花巻市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則及び花巻市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

議案書 2 ページ、資料 3 ページをご覧ください。

議案第 31 号「花巻市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則及び花巻市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、笹間地区内の小学校統合に関する花巻市立小中学校設置条例の一部改正に伴い、関係規則について所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたします。

第 1 条は、花巻市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部改正であります。別表第 1 中の笹間第二小学校の通学区域を削り、笹間第一小学校の通学区域を栃内、南笹間、中笹間、北笹間、轟木、尻平川及び横志田の行政区内に住所を有する者に改めること並びに別表第 2 中の西南中学校の通学区域を太田小学校及び笹間第一小学校の通学区域内に住所を有する者に改めるものであります。

第 2 条は、花巻市学校給食センター管理運営規則の一部改正であります。別表中に定める、西南中学校給食センターが所管する学校から笹間第二小学校を削るものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 31 号「花巻市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則及び花巻市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 31 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 32 号「花巻市教育委員会公印規定及び花巻市立小中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第 32 号「花巻市教育委員会公印規程及び花巻市立小中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令」についてご説明を申し上げます。

本訓令は、笹間地区内の小学校統合に関する花巻市立小中学校設置条例の一部改正に伴い、関係訓令について所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたします。

お手元に配布しております議案第 32 号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第 1 条は、花巻市教育委員会公印規程の一部改正であります。別表中の小学校印の規定から「笹間第二小学校印」を、小学校長印の規定から「笹間第二小学校長之印」をそれぞれ削るものであります。

第 2 条は、花巻市立小中学校文書取扱規程の一部改正であります。別表につきましては、小中学校から文書を発送する際に付す文書番号の前には、学校名の略号を付して発送するルールとしておりますが、この略号を規定しております表の中から、笹間第二小学校の略号「笹二小」を削るものでございます。

次に、施行期日であります。本訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 32 号「花巻市教育委員会公印規程及び花巻市立小中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第 32 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。

報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表によりまして、報告に代えさせていただきます。

また、文化財課から「花巻城本丸跡現地説明会」の情報提供がございましたので、チラシを併せて配付させていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。